

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（案）」 に対する意見の募集について



環境省は、平成 28 年 2 月 8 日に取りまとめられた報告書（「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について ～ 確実な処理完了を見据えて ～」）や今般の PCB 特措法の改正、環境省において開催している「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」での検討などを踏まえて「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の見直しを検討し、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（案）」を作成しました。本案について平成 28 年 6 月 16 日（木）から平成 28 年 6 月 29 日（水）までの間、意見の募集を実施しました。

処理基本計画案は第 1～6 章で構成されており、高濃度 PCB においては処理期限が変更されています。

- 第1章 基本的な方針
- 第2章 発生量、保管量および処分量の見込み
- 第3章 計画的に推進するために必要な措置に関する事項
- 第4章 処理施設の整備、処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 第5章 政府が保管事業者として処理のために実行すべき処置に関する事項
- 第6章 処理の推進に関し必要な事項

高濃度 PCB	
トランス・コンデンサ	処理期限
北海道(室蘭)事業エリア	平成 35 年 3 月 31 日
東京事業エリア	平成 35 年 3 月 31 日
豊田事業エリア	平成 35 年 3 月 31 日
大阪事業エリア	平成 34 年 3 月 31 日
北九州事業エリア	平成 31 年 3 月 31 日
安定器及び汚染物	処理期限
北海道(室蘭)・東京事業エリア	平成 36 年 3 月 31 日
北九州・大阪・豊田事業エリア	平成 34 年 3 月 31 日
低濃度 PCB	処理期限
	平成 39 年 3 月 31 日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成 28 年 6 月 16 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐藤旭

